

内容をご確認
ください

マイナンバー（社会保障・税番号）制度

【通知カードを受け取っていない人】

不在などの理由で受け取っていない人は、市役所に返送されている可能性がありますので、市民課へお問い合わせください。

【個人番号カードの交付申請をした人】

1月下旬以降、交付通知書を送付しますので、届き次第指定の交付場所へお越しください。

※本人が病気や身体の障がいなどの理由により交付場所に来ることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

【詐欺行為にご注意ください】

皆さんで取り
組みましょう

ウォームビズ（WARM BIZ）の実施

【皆さんもウォームビズを始めませんか】

～12月は地球温暖化防止月間です～】

環境省が提唱・実施している「ウォームビズ」とは、暖房時の室温を20℃にし、寒い時は着る、過度に暖房機器に頼らないという「働きやすく暖かいビジネススタイル」のことをいいます。

暖房に必要なエネルギー使用量を削減することは、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素(CO₂)の排出を抑えることにつながります。

雪国では、暖房の使用とともに電力の使用量が増加することから、冬期間も節電の取り組みが必要です。室温を20℃にしようとしても、天井に近い方が暖かく、床に近い方が寒くなる場合があります。そのような場合は、部屋全体の空気を循環させる工夫や、足元を暖める工夫も必要です。また、太陽の光を取り入れて壁や床を温めたり、夜間にカーテンを閉めて熱を遮ったりすることも効果があります。

市では今冬も「ウォームビズ」を実施し、市の施設

4月1日から
新体制に

農業委員会の制度が変わります！ 「農業委員の選出方法の変更」「農地利用最適化推進委員の新設」

「農業委員会等に関する法律」の改正により、各種制度が変わります。

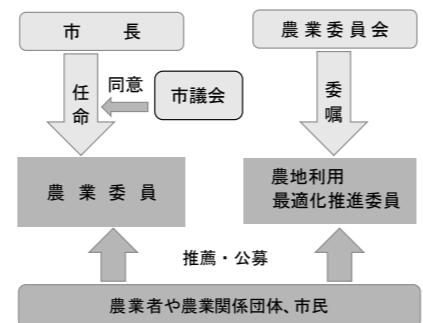
○農業委員の選出方法が選挙制から推薦・公募による市長任命制へ

農業委員の選出方法は、「選挙制」から「市議会の同意を得て市長が任命」する方法に移行します。市長は、任命に当たって農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、公募も行います。

○農業委員と連携しながら活動する「農地利用最適化推進委員」の新設

農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱します。農業委員会は、委嘱に当たって農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、公募も行います。

■問い合わせ先 農業委員の選出について…農業政策課計画推進係（☎ 40・7102）／上記以外について…農業委員会事務局（☎ 40・7104）



不明な点は問い合わせを

市・県民税の申告が始まります

平成28年度の申告ではマイナンバーは使用しません

1月から、平成28年度市・県民税申告の受け付けが始まります。今回の申告では、マイナンバーの記入および通知カード・個人番号カードの提示は不要です。マイナンバーの使用は、平成29年度市・県民税申告からになります。

収入が年金のみの人の申告について

収入が年金のみの人で、年金支払者から市に対して公的年金等支払報告書（源泉徴収票と同じもの）が提出されている場合（注1）、申告は原則不要ですが、次に該当する人は申告が必要です。

○遺族年金・障害年金のみを受給している人（注2）

○市外から転入してきた人で、年金支払者に届け出ていないため、当市に公的年金等支払報告書が提出されていない人

○源泉徴収票の内容に追加・変更がある人（扶養している人の追加など）

○各種控除（医療費控除、生命保険料控除など）を受けようとする人（注3）

注1 市に公的年金等支払報告書が提出されている主な年金の種類は次のとおりです。

◆老齢年金…国民年金、厚生年金、共済組合の年金（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校共済組合）／◆企業年金

注2 遺族年金・障害年金のみの人でも、介護保険料や国民健康保険料などの算定に使用するため、市・県民税の申告が必要です。

注3 公的年金収入が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の人は確定申告は不要ですが、医療費控除などの各種控除を受けようとする場合は、市・県民税の申告が必要です。

期間前申告について

申告期間中の混雑を緩和して待ち時間の短縮を図るために、次に当たはまる人については、申告期間前の1月29日から2月10日（土・日曜日を除く）まで、市役所で申告を受け付けします。

○収入が給与収入または年金収入のみの人で、各種控除を受けようとする人

○収入がなかった人や遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人

■問い合わせ先 市民税課市民税第二・第三係（☎ 40・7025、40・7026）



平成28年度申告受付期間および受付会場

地区名	受付期間	受付会場	受付時間
全地区（期間前）	1月29日（金）～2月10日（水）	市役所2階大会議室	午前8時半～午後4時
本庁地区（期間内）	2月12日（金）～3月15日（火）		
相馬地区	2月16日（火）～22日（月）	相馬総合支所多目的室	
岩木地区	2月23日（火）～3月15日（火）	中央公民館岩木館	午前9時～午後4時
城東地区	1月27日（水）・28日（木）	総合学習センター	
東目屋地区	1月29日（金）	東目屋公民館	
石川地区	2月1日（月）・2日（火）	石川公民館	
新和地区	2月3日（水）・4日（木）	新和地区体育文化交流センター	
裾野地区	2月5日（金）	裾野地区体育文化交流センター	
船沢地区	2月5日（金）・8日（月）	船沢公民館	
高杉地区	2月9日（火）・10日（水）	北辰学区高杉ふれあいセンター	午前9時半～午後4時

※受付期間については、土・日曜日を除きます。

事業主の皆さんへ

～本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号（マイナンバー）の記載は必要ありません～

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後の1月以降も、給与などの支払いを受ける人に交付する源泉徴収票などへの個人番号（マイナンバー）の記載は行わないこととされました。なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですのでご注意ください。

※詳しくはホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

■問い合わせ先 弘前税務署（本町、☎ 32・0331）